

令和6年度 第4回清瀬市子ども・子育て会議 議事要旨

日 時 令和7年2月20日（月）午後6時30分～

場 所 清瀬市しあわせ未来センター 2階ボールルーム

委 員 出席10名：向井委員長、鈴木委員、小俣委員、小嶋委員、藤野委員、
後藤委員、内野委員、岩澤委員、中間委員、澁谷委員

欠席1名：栗田委員

事務局 子ども子育て担当部長、子育て支援課長、子育て支援課保育・幼稚園係長、
子育て支援課子育て支援係長、子ども家庭支援センター長

1. 開会

事務局

資料確認

2. 議題

清瀬市子ども・子育て会議（令和6年度第4回）会議次第

1 開会

2 議題

（1）清瀬市こども計画について

（2）第3次清瀬市子ども・子育て支援事業計画について

（3）利用定員の設定について（新設及び老朽化に伴う開設移転園について）

3 その他

【配布資料】

資料1 利用定員の設定について（前回会議資料再掲）

資料2 第3次清瀬市子ども・子育て支援事業計画（素案）

委員長

議題1「(仮称)清瀬市こども計画について」事務局から説明願う。

事務局

清瀬市では、こども基本法に基づき、現行の清瀬市子ども子育て支援総合計画を包含しつつ、子ども若者達から意見聴取で得た様々なニーズに合わせた、質の高い子ども子育て支援サービスの提供や、子ども若者が将来の夢や希望を描きながら成長できる環境を構築し、子ども若者施策などを包括的かつ計画的に推進するため、(仮称)清瀬市こども計画策定業務を、令和6年度予算で計上し、コンサルタント会社の支援を受けながら、子ども子育て会議のもと、こども計画策定部会を設置して検討を進めてまいりました。

令和6年度中の策定を予定しておりましたが、今年度、子ども若者達から意見聴取した、貴重な意見を分析し、各部署で施策に反映させる作業におきまして、清瀬市長期総合計画や教育総合計画マスタープランと整合を図りながら調整することとし、令和7年度も策定に向けた検討を続けることといたしました。

令和6年度につきましては清瀬市こども計画に包含していく予定でした、子ども子育て支援事業計画の策定といたします。予定といたしまして、作成業務を5月まで延ばし、新年度に動き出す教育総合計画マスタープランを確認して検討していきます。

市全体としての計画である清瀬市長期総合計画の基本理念が、9月には概ねできるとのことなので、10月、11月にて固まっているであろう教育総合計画マスタープランを含めて、整合を図りながら、年内中の作成を目指してまいります。

そこから1月にはこども計画としてのパブリックコメントをかけ、そこで頂いた意見をもとに精査を行い、3月までには完成するという予定を立てております。前回の会議で話した内容から大幅な変更となってしまう、皆様にご迷惑をおかけしてしまったことから、改めてお詫び申し上げます。

委員長

今ご説明頂いたものの名称も含めてどの資料を確認したら良いか、来年度の9月に長期計画案が出てといった辺りについては、特に資料は無いのか。

事務局

これから作るということになります。

委員長

大枠の今の説明頂いたスケジュールを、簡単なもので構わないのでお示し頂きたい。

事務局

承知しました。

委員長

議題1「(仮称)清瀬市こども計画について」何かご意見があればお願いしたい。

各委員

特になし

委員長

議題2「第3次清瀬市子ども・子育て支援事業計画について」事務局から説明願う。

事務局

今回、法定計画の子ども子育て支援事業計画だけを先出ししようと考えております。今回の子ども子育て支援事業計画については、令和7年度から11年度までの5年間の計画期間としております。

今の清瀬市子ども子育て支援総合計画の中には、第2次清瀬市子ども子育て支援事業計画と、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画が含まれております。こちらの子どもの貧困対策計画などにつきましては終期を1年延長しまして、次期こども計画の中に含めたいと考えております。

今回は法定で定められている子ども子育て支援事業計画だけとし、今年度策定するものにつきましては冊子としては印刷せずにデータだけで策定し、次年度のこども計画の中に包含と考えております。

第2章につきましては、子ども子育てを取り巻く現状としまして、昨年度末に行ったニーズ調査の結果を掲載しています。利用状況などをもとに、この後の見込み量を立てることとなります。

提供区域については、清瀬市は面積がそこまで大きくないということもあり、1区域で設定しています。見込みと確保方策について、昨年度末に行った清瀬市子ども子育て支援事業計画及びこども計画に関するニーズ調査の結果に基づき、家庭類型分類を行い、利用意向を算出しています。また今後5年間の家庭類型別の人口の推計等を算出し、量の見込みを作成しています。量の見込みと実績に大きな乖離がある事業については、多少補正をすることとなります。

第2次の清瀬市子ども子育て支援事業計画におきましては、1から13の事業がありましたが、今回から14から19まで6事業が追加されています。黒丸部分につきましては児童福祉法の一部を改正する法律により創設された事業、菱形につきましては、子ども子育て支援法の一部を改正する法律により創設された事業となっております。

現在パブリックコメントとして公開しておりますので、今月中にご意見等を頂ければ、修正できるところは修正していきたいと思っております。

委員長

今の説明で質問や意見はあるか。

委員

事前に意見を送らせて頂いたが、養育支援訪問事業が今年度の6月までで終わっていて、7月から子育て世帯訪問事業に変わっているの、養育支援訪問事業の計画と量の見込みは必要が無いのではないかな。

また、妊娠出産子育ての切れ目の無いサポートの体制の整備というのは、国でも言われているし、実際清瀬市でも言っているが、産前産後の支援を養育支援訪問事業の中でやっていたので、お母さん達の中からも「今後どうなるの？使えないの？」という声がよく上がっていて、妊娠出産子育てまでの切れ目の無いサポートの体制の整備として、安心できるようにと言っているが、無くなったものに対してどうするというのが、はっきりしてなくても、これから作っていく内容があるとすれば載せないと、地域の皆さんにとってはこの計画は何だろうと思われてしまうと思う。

事務局

まず養育支援訪問事業について、この中に養育支援ヘルパーという事業と養育支援訪問事業という事業、実は2つ混ざっています。養育支援ヘルパーの部分が子育て世帯訪問支援事業という形で、この令和6年度から法律が改正されて始まっています。元々のこの養育支援訪問事業という中には、養育支援が特に必要な家庭のその居宅を訪問し、養育に関する指導助言を行うというものが含まれており、これについては今後も継続する部分で、このまま載せたいと考えています。

2点目のご指摘、妊娠出産、そういった段階での様々な不安なご家庭への対応ということに関しては、特定妊婦だけではなく、皆さん妊娠出産の時に不安があると思いますので、どのような対応をしていくかということについては、今後市として考えていく必要があるところとなります。

一方で子育て世帯訪問支援事業、国は特に要支援、要保護家庭のところを書いています。それが、それ以外の家庭に対しても、各市の判断で実施していくようにという話になっています。清瀬市の状況としては、この子育て世帯訪問支援事業については、コロナや令和5年度と比べても令和6年度子育て世帯訪問支援事業で切り替えてはいるが、利用実態としては伸びています。

一方で「ピッコロ」さんなどに依頼してもなかなか人手の確保もできていないような状況となっていますので、市としてはまず優先度が高い特定妊婦や要支援要保護家

庭に支援を優先して行っていきたいと考えています。

ただ、今ご指摘があったようにそれ以外の方々を放置するということではなく、市としても今後に対応を検討していきたいと考えています。

委員長

補足的に説明頂いた辺りは今後可視化とかしていくことになるのか。

事務局

子ども家庭支援センターだけではなく、子育て支援課も含めて調整を図り、少し検討し回答させて頂ければと思います。

委員

今の説明で理解ができなくて、養育支援訪問事業はホームページの中からも消えていたし、ホームページの子育て支援紹介の中で、子育て世帯訪問事業のことが一切載っていない。

養育支援訪問事業も私達が受託してたので、それはもう今後無くなったと聞いていて、そういうのがあったということも紹介しないように言われている。

それが養育支援訪問事業が残っていると言われて、量の見込みを今までと同じような、その前年度などを考慮して8年9年10年とかけてること自体が分からないことと、実際にお母さんの中で養育訪問事業も無いと言われている方もいらっしゃるの、ここにこの名前が載っていて、本当は一部が残っていると言われる説明が、子育て支援をずっとやってきた私にも理解ができないので、その辺はどういうすみ分けでどういう位置づけになっていくのか。

事務局

養育支援訪問事業について、子ども家庭支援センターの職員であるとか、母子保健職員が訪問して、養育に支援が必要なご家庭に対して、指導や助言を行うという事業をそもそも行っています。これは以前から行っており、必要なご家庭に養育支援ヘルパーという形で訪問を委託して行っています。養育支援訪問事業という中に、この2つが存在していたために、養育支援訪問事業は無くなったのではないかというイメージがあるかもしれませんが、養育支援訪問事業という、相談員が訪問して相談をするということ自体は残っています。

委員

その説明を聞いたのは今回初めてで、養育支援訪問事業から子育て世帯訪問事業に変わるにあたって、養育支援訪問事業は専門家だけが行っている事業に変わった、と

いうことで理解すればいいのか。

事務局

はい。

委員

子育て中のママ達がそれを理解していない。引っ越してきた人も、子育てで家事や出産を手伝ってくれる清瀬だから引っ越してきた、という人にも、それは無くなって、今度は子育て世帯訪問事業になった、と説明しているのに、ここにあったら、やはり何で急にそうやって専門家だけが行う養育支援訪問事業になっていて、今度はこの子育て世帯訪問事業になるから、ということで、ホームページを見たら養育支援訪問事業の説明も無くなっていたし、子育て世帯訪問支援事業の説明もどこにも無い。でもここにあって、パブリックコメントとか、ママ達が見たらこれ何なんだろうと、「これはあったんですか？」という話になると思うのだが。

委員

住民目線というところで、そこまでの経過というところが分かりにくい部分もあるのでそこは示して頂きたい。清瀬市の養育支援訪問事業というところが各行政でやっていて、その専門家だけが保育園とかを訪問するのを事業とするというところもあれば、清瀬市は今まで養育支援専門家と養育支援ヘルパーでまとめてその事業を一体化させていたという事だと思うので、今回はその部分をヘルパーとも育てたいという形になったということだと思う。その経過をやはり計画の中で分かる感じにして頂きたいと思う。もしそうだとしたら。そこが市民の方から見て、少なくともそういう計画の中で今年度、例えば昨年度令和6年度からこういう事業になりました、という経過はやはりきちんと示すべきかと思う。そうでないと分からないというか、仮にそうだとしたら、養育支援訪問事業は令和6年度からという形になりますのでその中でヘルパーの部分は子育て訪問支援事業になりましてこういう体制になりました、というところを分かる形にしてもらいたい。

委員

今まで清瀬市は養育支援訪問事業の中で、産前産後の取り組みが使いやすかった。自分が誰も手伝ってもらえないし孤立しているし、手伝ってもらいたい、というところが、本当に子ども家庭支援センターが丁寧にやっていて救われた人が沢山いたのが、今度子育て世帯訪問事業になったら、病んでいるとか精神的にとか産後うつとか、産前産後うつがあったとか、やはりちょっと問題を抱えている人のところでないと行けないし、元気な人のところには妊婦さんで産後で誰も手伝ってもらえなくても行け

ないんですよという説明を受けていると聞いたので、それは養育支援訪問事業のヘルパーさんが子育て世帯訪問事業のヘルパーさんになって、行けるようになったというのとは全然違うと思う。

事務局

56 ページのところで事業実施状況と養育支援訪問事業の中で家事や育児を行う養育支援ヘルパーを派遣してきましたが、令和6年7月から児童福祉法に規定された子育て世帯訪問支援事業として実施しています、と書いてあるものの、もう少し説明が足りないというご指摘もあったのでこれについては書き方については工夫するようになりたいと思います。

もう一点の、必要がある方への訪問という意味では、ご相談があった場合、子ども家庭支援センターの職員が訪問し必要性を判断していく。この判断の基準が以前と比べて厳しくなったのではないかなというようなご指摘かと思いますが、本当に必要な方に提供していない、というものでは決してないと考えています。これまでと同様に必要な方には子育て世帯訪問支援事業という形で提供を行っている状況です。

委員長

よく読むと書いて下さっているのは確かで、今の56ページのところも事業実施状況のところで育児ヘルパー派遣をしてきましたという文言が入っている。

でも本当にご指摘の通り、全部読んでそれを理解するのにちょっと難しさがあると思う。そのためその辺りの工夫が必要になってくると思う。

何年か前から色々なところで議論されてきているところなのだが、例えば本当にネウボラ事業なんかも平成29年からという形で取り組んでいるのが清瀬市で、そうした色々な取り組みをやっているはずなのだが、今、小俣委員と後藤委員が言って下さったように、細分化されればされるほど、どこに何を相談していけばいいのかが分からなくなるということが現実として起きてきているように思う。そのため必要な支援を受けられる窓口はやはり一本化する。ここに行けばその人に必要な情報をきちんと教えてもらえる、という窓口の一本化というのはやはりやっていかなければいけないと思う。色々沢山の事業を展開すればするほど、利用者の方は一体どこで何をどんなふうに相談して、どういうふうに求めていけばいいのか、というのが分からなくなってしまうというのが現実としては起きてくる。そのことを防ぐためにはとにかくここに行けば、そこから情報をちゃんと整理して伝えてもらえるんだ、という窓口が必要だと思う。

委員

この計画の中にも地域子育て支援コーディネーターというのがあって、とりあえず

は子ども家庭支援センターの職員と子育て支援課が窓口になって、地域子育て支援センターはまさに委員長が言った身近な場所で気軽に聞けて整理してくれる、という人が、他市とか他区だと子育てひろばの中にそういう人がいて、気楽に遊びに来た時に相談もできるという体制を作っているが、やはりそういう身近な地域子育て支援コーディネーターも、今年度の目的でも子ども家庭支援センターの職員が窓口になり、子育て支援課の職員が窓口になってこれからもやっていきますと書いてあるが、それでは地域子育て支援コーディネーターの意味が無いと思うので、その辺も一緒に考えて頂きたい。

また、子ども食堂のことにも、前回の委員会の時に、どんなふう子ども食堂を位置づけている、ということで、クローズだったり月1回とか1回しかやっていないとか、この書き方だと見た人が分からない。

何をもって子ども食堂と言っているのか、調べますと言って下さいましたが、その結果が書いてないので、それも地域の皆さんは知りたいじゃないかと思う。

あとは市長が直属で子どもの居場所検討委員会というのを開いて、その提言がもう出されていると思うので、その子どもの居場所や放課後の居場所「まなべー」だけではなくて、その子どもの居場所を、公共の施設、図書館だったら土地を子どもの居場所にするという提案が市長の方から委員会を立ち上げて検討して欲しいということだったので、そのこととの連携、この間聞いた時は何も聞いていないということだったが、もう提言が出されているので、それとの整合性や、その辺もこの計画に入れてもらえたらと思う。

事務局

利用者支援事業の中、38 ページのところで確保方策として、基本型に令和8年度それから令和10年度と1ヶ所ずつ追加するような計画を盛り込ませて頂きました。

今、小俣委員から子育てひろばやつどいの広場のような場所で、他市ではそういった相談窓口をしているというご意見を頂きましたが、現在、市の機関だけがこの利用者支援事業を行っていて、つどいの広場については、委託事業の中でこういう相談対応を行って頂くようにはしていますが、利用者支援事業として位置づけている訳ではないということがあります。

今後について、一方で他の市町村を見ていると、つどいの広場に置いているところもあれば、保育園に置いているところ、あるいは児童館に置いているところ、様々あります。最近の状況としてどちらかというと児童館などに配置しているところが多くなりつつあると思います。ただ他の市の状況も研究しつつ今回この計画に書かせて頂いたように、南北に1ヶ所ずつという形ではありますが、市のこの市役所の場所だけではなく、そういったところを設置していければと考えているところです。

続いて子ども食堂について、定義がもう少し明確に書かれてはというご意見、あり

がとうございます。これについては少し預からせて頂きたいと思います。まずご存知のように子ども食堂とは、子どもが1人でも行ける無料または低額の食堂で、民間の自主的、自発的な取り組みになるところとなります。市では都の補助金を基本としながら、いくつか条件をつけて1つは補助対象というのを決めさせて頂いています。内容としては、月に1回以上定期的に子ども食堂を実施しているとか、1回あたり10人以上であるとか、連絡会に参加して頂くとか、虐待に関する研修を年1回以上参加して頂くとか、そういった条件をつけて補助金の対象としては条件があります。ただ子ども食堂として名乗るのはもうこれは任意の団体なので自由にできます。市内でいうと実は15ヶ所子ども食堂があつて、そのうち12ヶ所が今年度については補助金を受けているというような状況になっています。

続いて居場所のことについてですが、事前に頂いたご意見の中では52、53ページの放課後児童クラブに関連してご意見を頂いていました。先ほど小俣委員がご指摘頂いたように、検討会議が先日あつて提言もなされたというところですが、これについては、この計画の中のどこに位置づけるのかというところがちょっとまだ市として固まっていない部分があります。この事業計画に位置づけるのか、あるいは今後のこども計画に位置づけていくのか、その辺りは検討の部分で、少なくともこども計画などの中には盛り込まれている形にはなると思います。

委員

利用者支援事業だが、利用者支援事業のコーディネーターは相当地域のことを知っていて続けられる役割なので、色々市の事業とか地域のフォーマルもインフォーマルも社会資源を知っている人がやって、私は全国的に見て世田谷の地域コーディネーターが一番ちゃんとしているなと思って、困った人がいると何かの時には飛んでいく。そして必要な支援にすぐ繋げる、ということをやっている、だからその位の力量がある人がやらないと、地域支援コーディネーターが、その子育て支援課とか子ども家庭支援センター以外のところがやるのであれば、そういうことも求めて頂きたい。

委員長

他に意見はあるか。これがもうまさにパブリックコメントに対する色々な意見の場だと思うので、これを出しながらまた2月末までの市民の皆様からの意見も踏まえてという形で色々改定していくことになるかと思う。

委員

45 ページ6番子育て短期支援事業のところだが、勤務先が委託を受けている事業なのだが、一番下から2行目の部分、弾力的な運用のところ、**「1日4枠可能とする場合」**というところで、例として挙げられているのが12月1日から2日朝までの

2 枠利用と同時に、次が 12 月 3 日午後からになっていて、これは 1 日最大 4 枠可能と考えると、1 泊 2 日利用して 2 日の朝に 2 人がお迎えなり送りで帰って行って、その後の枠に 1 枠入ったら、2 日 3 人というカウントになるのではないかな。

事務局

12 月 3 日午後と書いていますが、12 月 2 日午後の誤りです。

委員長

これを読まれた方は、どうやって、と悩まれるところだと思うので大事なところだ。他はいかがか。2 月の末まで何かお気づきになることがあれば、引き続きという形でご意見を事務局の方にメール等でご連絡して頂ければ、またそれも含めて検討して頂けると思う。

事務局

2 月末までご意見頂けたらと思います。パブリックコメント自体は 3 月 3 日まで行っていますが、2 月中に頂けた方が反映しやすいというところがあるので、2 月中に頂けたらと思います。

この後、皆様からまたご意見を頂いて反映できるところを反映していけたらと思っています。3 月の第 2 週辺りに、もうこれでいきたいです、というのを皆様方に書面で送らせて頂くので、またそこでご確認頂いて、3 月末には子ども子育て支援事業計画として市としては完成させたいと思っています。

委員からもありましたが、子どもの居場所の提言だとか、その辺についてはこの法定計画の中だけで片付く問題でもないところなので、こども計画の中でその提言等も含めて、考えていけたらと思います。

そのこども計画については今年中に形にしていきたいので、またおそらく部会は継続になっているので、どのような形が出てきたのかということがある程度形になった時点で、子ども・子育て会議の方に向けさせて頂けたらと思います。

そのため、子ども子育て支援事業計画については今月中に頂いて、来月の中旬ぐらいに反映させたものを皆さんにお配りするのでご確認頂く形になります。

委員長

パブリックコメントでも意見を頂いて、その辺りがどんなふうに関討されたかということも踏まえて、3 月の 2 週に最終案が出てくる、という理解で良いかな。

事務局

パブリックコメントも頂いただけでなく、どのような意見を頂いて、市の考えとし

てこう考えている、というような回答もまたホームページ等に上げなければいけなく、意見に対してどう思っているから反映させました、反映させません、我々はこう考えています、という回答はつけるので、頂いたご意見に対しては、真摯に向き合っていくので意見を送って頂きたいと思います。

委員長

おそらくそこがポイントになってくるというか大事になってくると思う。意見を出す皆様もそうだし委員の皆様もそうだと思うが、こうした意見を出してこんなふうに反映されていくんだなということが明らかになると、本当にみんなが子育てというところに関心を持つということになってくると思うので、ぜひそのところをよろしくお願いしたい。

他に意見はあるか。

委員

36 ページの事業、これまでやってきた事業と追加事業というふうになっており、詳しい事業の中身はその後には書いてあるが、例えばこれをやって下さいということではないのだが、分からない人でもそれこそ清瀬市が子育てに良いから、と言って入ってきたお母さんが、分からなくて入ってくる訳だが、でもぱっと見た時に利用者支援事業というのはこういう事、という簡単な一言と、それは今までもやっていた、それから、例えば今までやっていたものを簡単に書いて、新しく出て来たものと新しく内容を変えたものはこっちです、というような、今までと新しいものがちょっと比較できるような表だと、先ほどの心配もなくなっていくのかなと思う。

その養育支援訪問事業は今までは専門家とヘルパーさんが行っていた、でも今度は専門家の派遣は養育支援で行くけれども、ヘルパーさんが行くのは子育て訪問支援事業でいきます、というふうに、今まで2つ活動的なものがあつたけれども、名前は一緒だけどでも今度はこちらは1個になってこっちに来た、というような事が分かる方が、今までいる人も分かりやすいし、新しく来た人も分かりやすいのではないかな。

それから、そういう目を見た時に、45 ページ6 番の子育て短期支援事業、ショートステイとトワイライトステイというのがあるんだと思って見ていたら、トワイライトステイは実施していません、と書いてある。実施してなくてもこれはここに載せなければいけないものなのか。普通は書いてあれば実施して欲しいと思うだろうし、なぜここに残してるのか分からない。そういった、実施してないのに何で載せるんだろう、と疑問に思う。

事務局

今おっしゃられた通りで、どのようにこれを見せていくかという事は、もっと工夫

の余地があると感じたところです。

例えば 36 ページのところで、表の中で変更点と書いているとか、あるいはそこに書いていなくても、各事業のところで変更点というのがあって、そこに書いていたらより分かりやすいのではないかと思います。この事については今ご指摘頂いた事業だけでなく全体の事だと思うので、検討させて頂きたいと思います。

委員長

国の制度も、子育て支援制度、本当にここ何年か色々なものが出てきて、出てきたり消えたり名前が変わったりということが起きているので、現場のお母さん達は当然混乱するし、自治体も本当に大変になっていると思う。沢山手厚くしてくれるのは嬉しいが、訳が分からなくなってくるというのも事実なので、その辺りを整理した形で読んでいる人が分かるという形、ちょっと大きな宿題にはなるが検討して頂きたい。

委員

各委員がおっしゃったことも分かるが、でも幼稚園等でやっている、やはり保護者の方ってかなり新しい方で、前とそんなに比べていない。例えば上の子の時にはこうだったけど、という人はいらっしゃるかもしれないが、事業者にとってみると、あるいは私みたいに割と国や都と話して制度を解説する立場の人間にとっては大事なことののだが、でも実際利用される方々に、前はこれだった、あれはこういうふうになったんだ、とあんまり区市町村の事業の中で書いてしまうと、分かりにくくなってしまうと思う。おそらく鈴木委員の、トワイライトをやっていないんだったら書かなくてもいいんじゃない、というのは、そういうことからだと思う。

ただしそういう考えもあったかと思ったが、私どもはある仕組みについては全部書いた上で、これはやっていない、など書かないといけないのかな、という頭があったが、そう言われてみれば、実際に子育てにあたっている方々がご覧頂くことだとすれば、あまり複雑にならない方がいいのではないかと思ったところ。

事務局

この事業計画が法定計画なので、法律に基づいてこの事業を列挙していて、それに対して、やっている・やっていない、という形で書いているために、どうしてもこういう形になってしまいます。ただ市民の方が見ないかというと、全く見ない訳でもないの、どちらのご意見も参考にしながら工夫したいと思います。

委員長

ワンストップ型の、「ここに聞いてね。」という窓口があると一番いいと思う。

委員

おそらくここにもそのうち入ってくると思うが、DXが進んでいくとワンストップになってくるので、7年8年からまたそこで書かなければいけないことが別に出てくるかもしれない。多くの人に読んで頂くために、こども家庭庁がよくやっているやさしい版のような、今だとフルスケールと概要。最近流行りなのはやさしい版。やさしい版のルビ振り版もある。ルビまではいらないかもしれないが、やさしい版があるといいかもしれない。

委員長

どうしても3月末というお尻が決まっているところでもあるので、範囲のところでもまた色々な意見を沢山出して頂いているので、それを踏まえながらという形で検討して、そして委員会でも検討していきたい。

委員

例えばこの36ページというのは順番もまた変わったり、12、13で例えば、おそらくどちらでサービスというよりは後方支援的な部分だったり、でも児童福祉法の改正で14、15、16が入ってというような感じで追加して頂いたと思うが、例えばその示し方も、さっき言った子育て世帯も、多分国の制度の中に位置づけた形で移行されたと思うので、その中で14、15は具体的にやるとまでは書いていないが、例えば色々な事業を包括的に支援する中で、子育て世帯訪問支援事業がこの中で位置づけられて、そういう形になったということで、多分そこから移行されたと思うので、何かそういう示し方や、それぞれの事業が組合わせることで意義がある、ということ、そんなに細かく書くとなかなか難しいのだが、ちょっとまとめた形で工夫しながら順番等意識しながら何かそれぞれの事業が包括になることで、こども家庭センターの支援センターの役割がありますよ、というような形が、見せる範囲で何か分かる位がいいのかなと感じた。

委員長

続いての議題、「(3) 利用定員の設定について」、事務局から説明願う。

事務局

子ども子育て支援法の中に特定教育保育施設の利用定員設定に関して、市町村が定めようとした時に、子ども子育て会議に意見を諮って、定めなければならないとされておりますので、今回議題として挙げさせて頂きました。

今回、民設民営保育園の新設と老朽化に伴う開設移転計画があります。また、保育園の方で定員を少しずつ増やしてそれぞれ整備を図りたいというような申し出が

ありましたので、市も定員増を含めた整備押して認めていきたいと考えております。

1つ目、民設民営民間保育園の開設というところですが、市立第7保育園が入居する都営住宅の解体に伴って、隣接する都有地を活用して民設民営認可保育所を開設するために、公募型プロポーザル方式により事業者選定を実施し、株式会社千趣会チャイルドケアが事業実施候補者として選定されました。

現在令和8年の4月の開設に向けて事業者と調整を行っております。開設場所等につきましては記載の通りです。定員数は現行の第7保育園が67名のところ、72名で整備したいとの声が上がっております。

運営形態としましては、都有地を清瀬市で50年間借り受けし、事業者に転貸借するものとなっています。

2番目の市保育園の移転、こちらも園舎の老朽化に伴って、運営側の社会福祉法人のゆり会より民設民営認可保育所を新たにまた別のところに立てて移転したいという旨の申し入れがありました。

場所としましては、旧秋津駅南口駐輪場として使っていた場所に移転を考えております。こちらも現行の定員数80名に対して82名というような形で整備したいというふうに話が来ております。移転予定時期は令和8年10月1日というふうに伺っております。

第7保育園とのしお保育園で何歳児の定員が増えているのかは裏面で示しております。まず第7保育園につきましては、1歳児が今まで10名のところを12名、3歳児、4歳児、5歳児のところ今まで15名のところ16名というふうに増員しております。のしお保育園につきましては、1歳児と2歳児につきまして1名ずつ増やしております。

一番右の表、清瀬市の令和6年4月1日の待機児童ですが0歳児が1名、1歳児が4名、2歳児が1名、3歳児が3名、合計9名ということを令和6年1回目の子ども子育て会議でご報告させて頂きました。

この待機児童対策という点も市側の整備で補助金を出すにあたって重点的に考えているところなので、1歳児のところ3人増えるというところは非常に有効的かと思っております。

また、3歳児で1名増えるとそのまま上がっていきますので、4歳・5歳のところも1名増えてしまいますが、3歳で増やすというところがありますので、このような形で市としては整備を求めていきたいと思っております。

子ども子育て支援法で定員の件については、意見を諮ると記載されていますので、この2園につきまして、この増員計画でいいのか皆さんにご議論頂けたらと思っております。

委員長

のしお保育園の移転についてというところだが、これは何か新しい運営を行っていくということではなく、今ののしお保育園が単純に移転するという理解で合っているか。

事務局

はい。今ののしお保育園が都営団地の中に入っていますが、まだ解体という話にはなってはいませんが、やはり老朽化がひどいというところで、清瀬市が駐輪場で使っていたところを新たに借り受けたので、そこで新たに新設の保育園を建てて、建てる際には定員を増やすということになります。

委員長

ここで議論するのはその定員増のところのみ、という理解で合っているか。

事務局

この子ども・子育て会議は定員のところになっているので、定員について増えすぎではないか、もう少し増やした方がいいのではないか、というご意見を頂いて、そのご意見をもとに、また事業者と話していくような形になります。

委員長

定員のところに注目しながら、というところかなと思うが、今ご説明頂いて整備後の定員数の比較等のところも見ていくと、合計すると待機児童数9名のところ増員数7名という形での定員増の計画ということになるかと思う。

他はいかがか。

委員

第7保育園エリアのところはそんなに待機児童が大きいエリアだと認識しているので、この計画、清瀬市ひとくくりで全部、1ブロックで考えるものなのでいいのだが、実際、第1保育園さんがまだあり、それから北側には3歳以上ですともう少し西側にもあり、決して全部が今定員が埋まっている状態ではないので、妥当な定員数だと思う。

一方でのしお保育園は今度移る先は清瀬の中ではそれほどでもないかもしれないが、そのエリアの少し西に行った東村山エリアは今、待機児童が大変多いところで受け皿が足りなくて、大きな認可保育所を作るという計画もいつも出ていて、なかなかそれが実現できていないところではあるが、住居人口が増えていくところなので、管外ではあるがその辺がどうなるのか、定員を大きくすると逆に空きができてしまい、管外を受け入れるというようなことになり、そうなるとちょっとまたいびつな形にな

ってしまうと思うので、これも現行ののしお保育園の定員をベースとした定員でよろしいのではないかと思います。場合によっては少し様子を見ながら、余力をもって少し上げられるところを上げていくというところでもいいのではないかと思います。

委員長

他はいかがか。

委員

千趣会さんは「えがおの森保育園」になるのか。千趣会さんは多摩では初めてか。えがおの森は東京では区にしかないのか。

事務局

多摩地域では初の千趣会チャイルドケア社の運営する「えがおの森保育園きよせ」という、まだ仮称ですが、多摩地域初の千趣会の保育園になる予定です。

委員

そうすると、保育士の急な異動であったり、お休みであったりする時の、割とこういう大きな千趣会さんに期待するところの、他の施設からすぐに臨機応変にヘルプができる、というところはあまり期待できない、スタンドアローンなタイプになるのか。

事務局

近隣の千趣会グループの保育園としては、阿佐ヶ谷や浅草にもあるので、少し遠いが応援体制を組めるのではないかと考えています。駐車場も整備することで、保育士の確保の面でも車通勤ができるということで、その辺りも考慮して下さっている中で、保育士の確保は十分にできるのではないかと考えています。

委員長

続いての議題、その他について、事務局から説明願う。

事務局

議題1でお話させて頂いた通り、こども計画が来年度も継続して審議するという形になっています。一方、子ども・子育て会議の委員の皆様が委嘱している期間は、来年の7月までとなっているので、今までだと大体8月ぐらいに第1回を行ってきたという経緯がありますが、来年度早々、5月辺りにこども計画の進捗状況などを踏まえて、また皆様の方にお集まりいただきご意見を頂きたいと思います。

そのため5月の中旬から下旬の日程調整をさせて頂きたいと思います。

また、議題の2つ目でお話した通り、現在パブリックコメント等を実施しており、子ども子育て支援事業計画、こちらは頂いた意見やそれに対して市の意見というものを3月第2週辺りで皆様の方にお送りするのでお目通し頂き、何かあればまたご連絡頂きたいと思います。

委員長

今回は5月の中旬という形でまた対面の委員会をお願いする。3月の2週目の最終案の確認の方も引き続きお願いする。最終案のところでご意見があった場合はこちらでも事務局の方にメールでという形で良いか。

事務局

メールで大丈夫です。

委員長

年度末のお忙しいところ、ご調整を頂きながら委員の皆様にご参加頂きましてありがとうございました。これにて第4回清瀬市子ども・子育て会議の方を終了させていただきます。

(了)